

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）

3 規則等の制定日

令和6年10月25日（金曜日）

4 結果公示の日

令和6年10月25日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応当するため

7 規則等の概要

- 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
TEL：088－826－0110（代表）

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 25 日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第 6 号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 号中「タイヤチェン」を「タイヤチェーン」に改め、同条第 8 号を削り、同条第 9 号中「聞えない」を「聞こえない」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
高知県道路交通法施行細則（抜粋）	高知県道路交通法施行細則（抜粋）
（運転者の遵守事項）	（運転者の遵守事項）
第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。	第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（4） 略	（1）～（4） 略
（5） 積雪又は凍結をしている道路において自動車（2輪のものを除く。）を運転するときは、 <u>タイヤチェーン</u> 又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	（5） 積雪又は凍結をしている道路において自動車（2輪のものを除く。）を運転するときは、 <u>タイヤチェン</u> 又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。
（6）・（7） 略	（6）・（7） 略
<u>（8）</u> 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が <u>聞こえない</u> ような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的に関し指令を受信するためにイヤホン等を使用する場合は、この限りでない。	<u>（8）</u> 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は当該装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
<u>（9）～（13）</u> 略	<u>（9）</u> 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が <u>聞こえない</u> ような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的に関し指令を受信するためにイヤホン等を使用する場合は、この限りでない。
	<u>（10）～（14）</u> 略